

ボランティア講師による講座の講師 様

生涯学習センター所長

ボランティア講師による講座の講師申込にあたって

茨木市主催の事業として講師をしていただきますので、市民ニーズに応えられることはもちろん、事項を厳守してください。下記に違反する行為や、講師としてふさわしくない言動が見られる場合、今後の開講を中止とすることがあります。

記

●守秘義務

業務上知り得た秘密は、個人情報のもとよりいかなる内容も漏らさないこと、講座終了後においても同様とする。

●対応

対応に際しては、親切、公平を旨とし、言葉遣いは丁寧にし、誰に対しても粗暴又は侮辱な言語を用い、不当な威圧を与えるような態度をとるなどして、茨木市主催事業として品位を失墜させないこと。

●内容等の制限

- ・公共施設にふさわしくない講座については不可とする
- ・「生涯学習」とかけ離れている「娯楽性の高すぎるもの」「個別の案件の相談会」は不可とする。
- ・勧誘するために開催するもの、営利目的と推測されるものなどは不可とする。
- ・講師が受講生の個人情報を取得するような働きかけは禁止とする。
- ・きらめき講座と内容が重複するものは不可とする。
- ・講座内で講師が開催する他の教室等の案内はしない。
- ・年間6回以内を実施回数とし、開講日時については講師の希望に添えない場合もある。開講時間は午前10時～20時30分の時間帯とする。
- ・受講生が定員の4割を満たない講座は、その年度中は不開講とし、類似する講座も開講しない。
- ・写真撮影については必ず使用目的を明確に事前申出を必要とする。
(自身の記録用、市へ提出する活動資料の作成に利用などは、顔出しNGであれば検討する。ただし受講生の許可をとる。)